イ　国際連合加盟国の航空当局が補助動力装置のために設計された航空機用のガスタービンエンジンであるものとして証明したもの
⑵　マッハ数が１を超える速度における巡航時間が30分を超えるように設計した航空機に使用するように設計されたもの
107　船舶用のガスタービンエンジンであって、次の⑴及び⑵に該当するもの又はその部分品
⑴　国際規格における連続定格出力が24,245キロワット以上のもの
⑵　１キロワット時当たりの燃料消費量が国際規格における連続定格出力の35パーセント以上100パーセント以下の範囲において0.219キログラム以下のもの
108　ガスタービンエンジンの組立品又はその部分品であって、119の⑴から⑶までのいずれかに該当する技術を用いたもののうち、次のいずれかに該当する航空機用のガスタービンエンジンに使用するように設計したもの
⑴　106に該当するもの
⑵　設計又は製造する地域が特定できないもの
109　宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　宇宙空間用の飛しょう体の打上げ用の飛しょう体
⑵　宇宙空間用の飛しょう体
⑶　宇宙空間用の飛しょう体のバス
⑷　宇宙空間用の飛しょう体のペイロードであって、49⑴ア㈡、65、73⑴、77⑴若しくは⑵、78、80、82、83⑶、87⑷、⑸、⑾若しくは⒀又は84のいずれかに該当する物資が組み込まれたもの
⑸　宇宙空間用の飛しょう体に搭載するように設計した装置であって、遠隔指令又は遠隔測定データ処理の機能を有するもの
110　打上げ用の飛しょう体の推進装置の部分品であって、推進装置に使用するように設計したもののうち、次のいずれかを用いたもの
⑴　135⑴から⑶までに該当する繊維
⑵　金属マトリックス複合材料
⑶　セラミックマトリックス複合材料
111　宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体の制御又はこれらの作動状態の監視のために必要な装置であって、地上に設置するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの
⑴　無線遠隔制御装置又は無線遠隔測定装置
⑵　シミュレーター
112　液体ロケット推進装置
113　液体ロケット推進装置の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　極低温用の冷却装置、デュワー瓶、ヒートパイプその他の極低温用装置であって、宇宙空間用の飛しょう体又はその打上げ用の飛しょう体に使用するように設計し、かつ、極低温状態にある液体の損失が１年間につき30パーセント未満のもの
⑵　極低温用容器又は閉サイクル冷却装置であって、零下173度以下にすることができるもののうち、宇宙空間用の飛しょう体、打上げ用の飛しょう体又はマッハ数が３を超える速度での巡航が可能な航空機に使用することができるように設計したもの
⑶　スラッシュ水素の貯蔵装置又は移送装置
⑷　17.5メガパスカルを超える吐出圧のターボポンプ若しくはその部分品又は当該ターボポンプのためのガス発生器若しくはエキスパンダサイクルタービン駆動装置
⑸　10.6メガパルスを超える推力発生器又はそのノズル
⑹　推進薬貯蔵装置であって、毛細管現象を利用したもの又はフレキシブルブラダーを用いたもの
⑺　液体燃料噴射器であって、個々のオリフィスの面積が0.114平方ミリメートル以下のもの
⑻　炭素及び炭素繊維を用いた複合材料により一体形成された推力室又はイグジットコーンであって、密度が1.4グラム毎立方センチメートルを超えるもののうち、引張強さが48メガパスカルを超えるもの
114　固体ロケット推進装置
115　固体ロケット推進装置の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　断熱材と推進薬の接合装置であって、推進薬の強度以上の機械的接合強度を得るため又は固体推進薬とモータケースの断熱材の間の化学的移行に対するバリアとするためにライナーを用いたもの
⑵　フィラメントワインディング法で成形された複合材を用いたモータケースであって、直径が0.61メートルを超えるもの又は構造効率比が25キロメートルを超えるもの
⑶　ノズルであって、推力が45キロニュートンを超えるもの又はノズルのスロートの侵食率が0.075ミリメートル毎秒未満のもの
⑷　可動ノズル又は二次噴射推力方向制御装置であって、次のいずれかに該当するもの
ア　推力方向の偏向範囲の絶対値が５度を超えるもの
イ　推力方向を変化させる際の角速度が20度毎秒以上のもの
ウ　推力方向を変化させる際の角加速度が40度毎秒毎秒以上のもの
116　ハイブリッドロケット推進装置
117　無人航空機又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　無人航空機であって、操縦者の視覚に頼ることなく制御された飛行を行うよう設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの
ア　次の㈠及び㈡に該当するもの
㈠　最大航続時間が30分以上１時間未満のもの
㈡　１時間当たり46.3キロメートル（25ノット）以上の風速の中で離陸し、かつ、安定した制御飛行が可能なもの
イ　最大航続時間が１時間以上のもの
⑵　無人航空機の部分品又は附属装置であって、次のいずれかに該当するもの
ア　有人飛行機を⑴に該当する無人航空機に変換するように設計したもの
イ　無人航空機を15,240メートルの高度を超えて飛行させることができるように設計又は改造された空気吸入式のレシプロエンジン又は内燃式のロータリーエンジン
118　106から117までに該当するものの試験装置、測定装置、検査装置、製造装置若しくは工具又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　ガスタービンエンジンのブレード、ベーン又はチップシュラウドを製造するための装置又は工具であって、次のいずれかに該当するもの
ア　一方向性凝固又は単結晶の鋳造のための装置
イ　鋳造用に設計されたコア、シェル又はこれらを組み合わせたものであって、耐熱金属製のもの又はセラミック製のもの
ウ　一方向性凝固又は単結晶の積層造形を行う装置
⑵　実時間で制御する装置、計測器（センサーを含む。以下同じ。）又は自動的にデータを収集し、解析する装置であって、次のア及びイに該当するもの
ア　ガスタービンエンジン又はその部分品を設計するために特に設計したもの
イ　119⑵又は⑶に該当する技術を用いたもの
⑶　チップにおける周速が335メートル毎秒を超えるものであって、500度を超える温度において運転できるように設計したガスタービンエンジンのブラシシールの製造装置若しくは試験装置又はこれらの部分品
⑷　金属間化合物、超合金又はチタンからなるガスタービンエンジンの翼部とディスク部を固相接合するための工具であって、119⑴から⑶までのいずれかに該当する技術のうち、ガスタービンに関する技術を用いたもの